

## 第4章 計画の内容

### 1 新制度によるしくみ

#### (1) 新制度の目的と内容

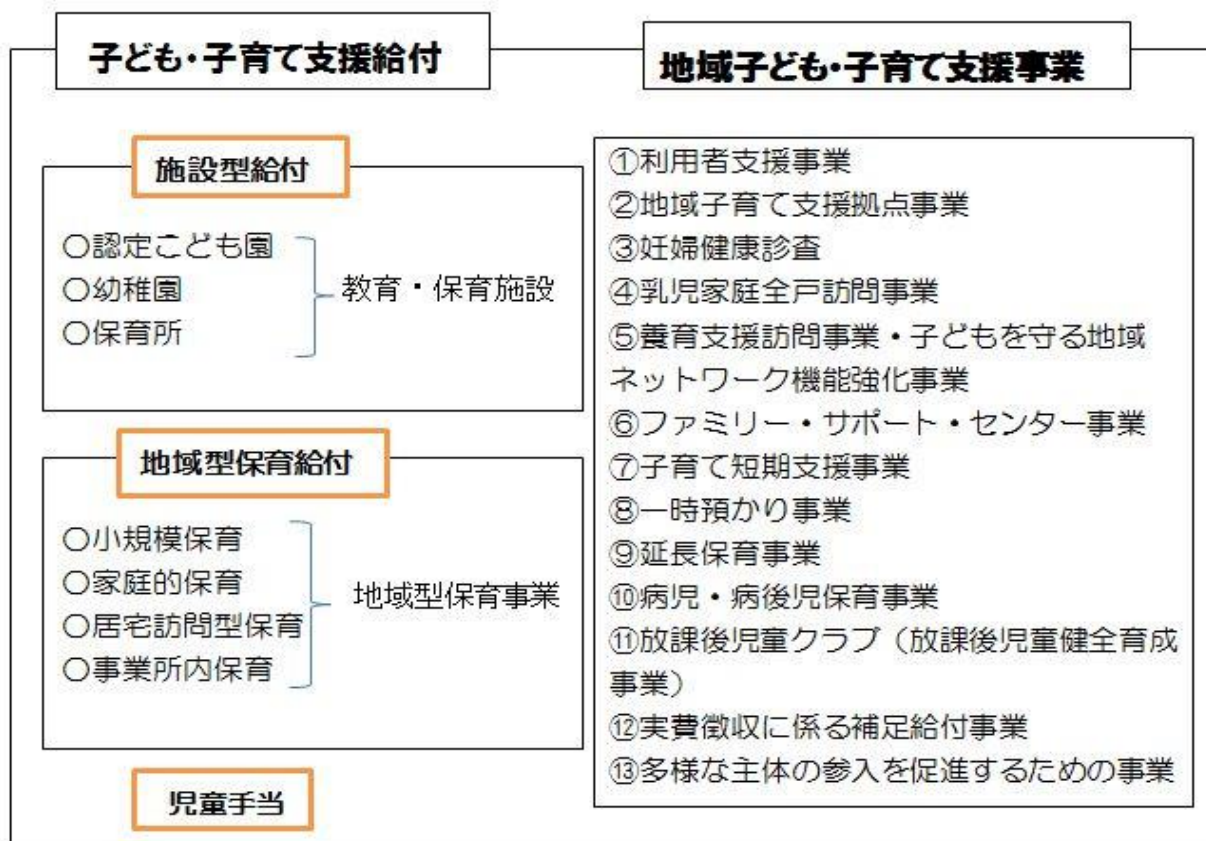
子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子育て支援の充実を目指す新たな制度です。

その実現のために、

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所への共通の給付「施設型給付」と、小規模保育、家庭的保育などへの「地域型保育給付」が創設されます。
- ② 小規模な保育を支援する「地域型保育給付」により、保育の量的拡大を可能とし、また、職員の配置基準の見直しなど保育環境の充実が図られます。
- ③ 新たな「幼保連携型認定こども園」を学校及び児童福祉施設の両方の位置付けを持つ単一の施設として創設、認可や指導監督などを一本化するなど設置促進が図られます。
- ④ すべての家庭を対象にした子育て支援充実のため、「地域子ども・子育て支援事業」を市が行う事業として法的に位置付け、その充実を図ります。

#### (2) 制度の体系

新制度による支援のしくみは「給付」と「事業」の構成になります。



子ども・子育て支援給付のしくみ（公的給付による支援のしくみ）



(3) 本市の計画

本市では、新制度の実施主体として、子ども・子育て支援法及び同法に基づく基本指針に沿った計画の組立を行うこととし、教育・保育の提供、地域子ども・子育て支援事業の推進を主体とした構成とします。

2 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域とは

計画を策定し、教育・保育及び地域子育て支援事業を提供、実施するにあたり、「量の見込み」「確保方策」の提供体制の確保を設定する単位として、区域を定めることになっています。

また、その区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案し、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な小学校区、中学校区、行政区等の単位の区域が適当であるとされています。

(2) 本市における提供区域の設定

① 教育・保育提供区域を5区域に設定

本市は市域が広大なことから、教育・保育提供区域は最大でも中学校区単位が適当とされる場所ですが、中学校区が複数となっている自治区（胆沢区は中学校の統合を予定（平成29年4月開校予定））のうち、水沢区においては人口が密集し、対象となる児童は多いものの、生活圏が中学校区単位以下の居住区域を大きく越え、広範囲にわたる施設利用となっており、また、江刺区においては就労先への途上にある区内中心部の施設利用が顕著に見られることから中学校区単位での調整は困難とみられます。したがって、いずれの自治区においても、区域は自治区と同様の5区域とします。

② 地域子ども・子育て支援事業に係る提供区域は、事業ごとに設定

事業ごとに特定教育・保育と関連して事業展開されるもの、より身近な場所での実施が適当な事業などは自治区と同様の5区域とし、自治区を越えて展開される事業や実施体制により市全域を提供区域にすることが適当な事業については市全域を区域とします。

※事業内容は「4 地域子ども・子育て支援事業の推進」に掲載

事業名	区域	理由
①利用者支援事業	5区域(自治区)	教育・保育給付に係る支給認定や利用申込み窓口が、施設等の所在する各区市担当課となることから、情報も集約され、申請と合わせて利用支援も行うことができることから自治区5区域とする
②地域子育て支援拠点事業	5区域(自治区)	利用者が自宅から容易に移動可能な区域への配置が望まれ、現在各区に地域子育て支援拠点が配置されていることから自治区5区域とする
③妊婦健康診査	1区域(市全域)	妊婦健診は、全国の産科医療機関で受診可能なため、居住区域以外での利用者が多く、市事業担当課のみが全てを把握できることから市全体1区域とする
④乳児家庭全戸訪問事業	1区域(市全域)	市内全域の情報を市健康増進課が把握し、事業実施担当2課が連携して対応することから、市全域を1区域とする
⑤養育支援訪問事業等	1区域(市全域)	市内全域の情報を市事業実施担当2課が把握し、連携して対応することから、市全域を1区域とする
⑥ファミリー・サポート・センター事業	1区域(市全域)	既に本部に加え支部設置を行い、市内全体をエリアとして対応できていることから、市全域を1区域とする
⑦子育て短期支援事業	1区域(市全域)	市内に事業実施できる養護施設等が存在しないことから、事業を他市施設に委託している。市全域を1区域とする
⑧一時預かり事業	5区域(自治区)	一般型については既に各区保育所にて実施されており、新設される幼稚園型とともに特定教育・保育と関連して事業展開されることから、自治区5区域とする
⑨延長保育事業	5区域(自治区)	保育所等の保育時間を延長する事業として教育・保育事業と同時に事業展開し、保護者が保育所等を選択する際の判断基準となることから、教育・保育事業の提供区域の自治区5区域とする
⑩病児保育事業	1区域(市全域)	病児、病後児対応型については、小児科医等医療機関の強力な協力を必要とするものであり、そのための条件整備が重要であることを考慮し市全域1区域とする
⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	5区域(自治区)	小学校区単位の事業展開が必要な事業だが、放課後児童健全育成事業以外の方法による放課後児童の対応を行っている地域もあることから5区域とする
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業		「提供区域」の指定がない
⑬多様な主体が参入することを促進するための事業		

### 3 教育・保育の提供体制の確保

#### (1) 教育・保育及び地域型保育

小学校就学前の施設としては、幼稚園、保育所に加え、両方の良さを併せ持つ認定こども園の教育・保育施設があり、子ども・子育て支援法では、市の確認を受けて「施設型給付」の対象施設として一本化になります。

また、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を保育し、利用定員19人以下の小規模な保育を行なう地域型保育事業が新たに創設され、市の認可を受けて「地域型保育給付」の対象施設となることができます。

本市では、計画当初は認定こども園7（私立）（幼保連携型5、幼稚園型2）、幼稚園19（公立15、私立4）、保育所26（公立10、私立16）の施設において幼児期の学校教育・保育を担い、共働き家庭等の保育のニーズに応え、また、就学前教育の充実を図ります。

保育の確保においては、地域型保育事業の設置はないものの26年度保育定員2,574人から27年度は403人増の2,977人の利用定員の見込みであり、計画期間内にさらに増加する見込みです。

#### (2) 各年度における教育・保育の必要量の見込みと確保方策

乳幼児期の学校教育・保育における計画期間内の「量の見込み」、「満3歳未満の子どもに係る保育利用率」と、量の見込みに対する「確保の内容」は次頁のとおりです。

なお、それぞれの算出方法と表の見方は次のとおりです。

##### ① 量の見込み

平成25年10月から11月に実施した「教育・保育の必要量の見込み」のニーズ調査結果を基に、本市に居住する子どもの教育・保育提供区域ごとに算出した数に、区域外利用希望数を25年度利用状況により勘案した数で調整を加え、見込みを算出しました。

##### ② 満3歳未満の子どもに係る保育利用率

満3歳未満の子どもについて、市全体の推計児童数に占める3号認定の量の見込みの割合により設定しました。

##### ③ 確保方策

各認定こども園、幼稚園、保育所の年度ごとの利用定員計画により設定しました。

##### ④ 表の見方

ア 利用者区分は次のようになります。

認定区分	保護者の希望	保護者の状態	年齢
1号認定	学校教育を希望	専業主婦、短時間就労で教育希望	3～5歳
2号認定	学校教育を希望	共働き等で保育を必要とするが教育を希望	
	保育希望	共働き等で保育を必要とする	0～2歳
3号認定	保育希望		

※2号認定の「学校教育を希望」は、保護者の就労状況等により2号認定に該当するが、教育ニーズが強く、幼稚園利用が想定される子どもである。

※3号認定のうち0歳児は、実際の入所希望状況により、定員に余裕が見込まれる1歳児保育室（ほふく室）を活用し定員の見直しを検討します。

イ 「区外児童」は、他区居住の児童が自治区を越えて該当区の施設を利用する数です。

ウ 「確認を受けない幼稚園」は、施設型給付を受けないことを希望した私立幼稚園です。

市全域

単位：人（実人数）

区域	計画年度	利用者区分	①量の見込み			②確保方策			②-①		
			区内児童	区外児童	計	教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	地域型保育施設		計	
市全域	平成27年度	1号認定		771	45	816	1,840	360		2,200	1,384
		2号認定	学校教育希望	550	26	576	1,728			1,728	▲ 225
			上記以外	1,305	72	1,377					
		3号認定	0歳児	398	21	419	295			295	▲ 124
			1・2歳児	865	89	954	954			954	0
	平成28年度	1号認定		760	45	805	1,873	160		2,033	1,228
		2号認定	学校教育希望	541	26	567	1,780			1,780	▲ 144
			上記以外	1,284	73	1,357					
		3号認定	0歳児	391	21	412	311			311	▲ 101
			1・2歳児	854	90	944	1,001			1,001	57
	平成29年度	1号認定		738	43	781	1,903	60		1,963	1,182
		2号認定	学校教育希望	522	24	546	1,829			1,829	▲ 34
			上記以外	1,250	67	1,317					
		3号認定	0歳児	378	20	398	317			317	▲ 81
			1・2歳児	835	87	922	1,012			1,012	90
	平成30年度	1号認定		935	27	962	2,034			2,034	1,072
		2号認定		1,399	137	1,536	1,849			1,849	313
		3号認定	0歳児	332	48	380	321		29	350	▲ 30
			1・2歳児	868	113	981	995		54	1,049	68
	平成31年度	1号認定		920	27	947	2,034			2,034	1,087
2号認定		1,376	135	1,511	1,849			1,849	338		
3号認定		0歳児	337	48	385	321		35	356	▲ 29	
		1・2歳児	851	110	961	995		67	1,062	101	

【満3歳未満の子どもに係る保育利用率】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推計児童数	2,570人	2,534人	2,471人	2,316人	2,296人
量の見込み	1,373人	1,356人	1,320人	1,361人	1,346人
保育利用率	53.42%	53.51%	53.42%	58.77%	58.62%

水沢区

単位：人（実人数）

区域	計画年度	利用者区分	①量の見込み			②確保方策				②-①	
			区内児童	区外児童	計	教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	地域型保育施設	計		
水沢区	平成27年度	1号認定	446	19	465	734	360		1,094	629	
		2号認定	学校教育希望	272	20	292	900		900	▲ 52	
			上記以外	617	43	660					
		3号認定	0歳児	210	12	222	168			168	▲ 54
	1・2歳児		473	56	529	515			515	▲ 14	
	平成28年度	1号認定	446	18	464	762	160		922	458	
		2号認定	学校教育希望	273	20	293	957		957	4	
			上記以外	618	42	660					
		3号認定	0歳児	209	12	221	181			181	▲ 40
	1・2歳児		465	55	520	565			565	45	
	平成29年度	1号認定	441	17	458	792	60		852	394	
		2号認定	学校教育希望	269	18	287	1,006		1,006	69	
			上記以外	612	38	650					
		3号認定	0歳児	206	12	218	187			187	▲ 31
	1・2歳児		460	55	515	576			576	61	
	平成30年度	1号認定	498	20	518	929			929	411	
		2号認定	707	98	805	1,013			1,013	208	
		3号認定	0歳児	192	32	224	198		18	216	▲ 8
			1・2歳児	444	76	520	564		39	603	83
	平成31年度	1号認定	493	20	513	929			929	416	
2号認定		700	97	797	1,013			1,013	216		
3号認定		0歳児	193	32	225	198		24	222	▲ 3	
		1・2歳児	436	75	511	564		52	616	105	

江刺区

単位：人（実人数）

区域	計画年度	利用者区分	①量の見込み			②確保方策				②－①	
			区内児童	区外児童	計	教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	地域型保育施設	計		
江刺区	平成27年度	1号認定		150		150	261			261	111
		2号認定	学校教育希望	89		89	529			529	46
			上記以外	374	20	394					
		3号認定	0歳児	106	6	112	81			81	▲ 31
	1・2歳児		234	21	255	264			264	9	
	平成28年度	1号認定		145		145	266			266	121
		2号認定	学校教育希望	87		87	526			526	53
			上記以外	364	22	386					
		3号認定	0歳児	104	6	110	83			83	▲ 27
	1・2歳児		234	22	256	260			260	4	
	平成29年度	1号認定		141		141	266			266	125
		2号認定	学校教育希望	86		86	526			526	67
			上記以外	353	20	373					
		3号認定	0歳児	99	6	105	83			83	▲ 22
	1・2歳児		225	20	245	260			260	15	
	平成30年度	1号認定		133		133	230			230	97
		2号認定		357	25	382	533			533	151
		3号認定	0歳児	57	8	65	79		11	90	25
			1・2歳児	199	13	212	258		15	273	61
	平成31年度	1号認定		130		130	230			230	100
2号認定		350	24	374	533			533	159		
3号認定		0歳児	58	8	66	79		11	90	24	
		1・2歳児	190	12	202	258		15	273	71	

前沢区

単位：人（実人数）

区域	計画年度	利用者区分	①量の見込み			②確保方策				②－①	
			区内児童	区外児童	計	教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	地域型保育施設	計		
前沢区	平成27年度	1号認定	100	5	105	300			300	195	
		2号認定	学校教育希望	76	1	77	158			158	▲ 78
			上記以外	153	6	159					
		3号認定	0歳児	38		38	28			28	▲ 10
	1・2歳児		100	4	104	84			84	▲ 20	
	平成28年度	1号認定	95	5	100	300			300	200	
		2号認定	学校教育希望	71	1	72	158			158	▲ 65
			上記以外	145	6	151					
		3号認定	0歳児	35		35	28			28	▲ 7
	1・2歳児		98	4	102	84			84	▲ 18	
	平成29年度	1号認定	88	5	93	300			300	207	
		2号認定	学校教育希望	67	1	68	158			158	▲ 53
			上記以外	137	6	143					
		3号認定	0歳児	32		32	28			28	▲ 4
	1・2歳児		94	4	98	84			84	▲ 14	
	平成30年度	1号認定	113	1	114	300			300	186	
		2号認定	143	2	145	158			158	13	
		3号認定	0歳児	27	3	30	28			28	▲ 2
			1・2歳児	100	9	109	84			84	▲ 25
	平成31年度	1号認定	109	1	110	300			300	190	
2号認定		138	2	140	158			158	18		
3号認定		0歳児	30	3	33	28			28	▲ 5	
		1・2歳児	93	8	101	84			84	▲ 17	



胆沢区

単位：人（実人数）

区域	計画年度	利用者区分	①量の見込み			②確保方策				②－①		
			区内児童	区外児童	計	教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	地域型保育施設	計			
胆沢区	平成27年度	1号認定	56	19	75	395			395	320		
		2号認定	学校教育希望	98	4	102	101			101	▲ 113	
			上記以外	111	1	112						
		3号認定	0歳児	40	1	41	12			12	▲ 29	
			1・2歳児	40	6	46	67			67	21	
		平成28年度	1号認定	55	20	75	395			395	320	
			2号認定	学校教育希望	95	4	99	99			99	▲ 108
				上記以外	107	1	108					
	3号認定		0歳児	39	1	40	13			13	▲ 27	
			1・2歳児	40	6	46	68			68	22	
	平成29年度		1号認定	50	19	69	395			395	326	
			2号認定	学校教育希望	86	4	90	99			99	▲ 90
				上記以外	98	1	99					
		3号認定	0歳児	37	1	38	13			13	▲ 25	
			1・2歳児	39	6	45	68			68	23	
		平成30年度	1号認定	156	3	159	450			450	291	
			2号認定	158	8	166	101			101	▲ 65	
			3号認定	0歳児	49	3	52	12			12	▲ 40
	1・2歳児			106	11	117	67			67	▲ 50	
	平成31年度	1号認定	154	3	157	450			450	293		
2号認定		155	8	163	101			101	▲ 62			
3号認定		0歳児	49	3	52	12			12	▲ 40		
		1・2歳児	113	11	124	67			67	▲ 57		

衣川区

単位：人（実人数）

区域	計画年度	利用者区分	①量の見込み			②確保方策				②－①	
			区内児童	区外児童	計	教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	地域型保育施設	計		
衣川区	平成27年度	1号認定	19	2	21	150			150	129	
		2号認定	学校教育希望	15	1	16	40			40	▲ 28
			上記以外	50	2	52					
		3号認定	0歳児	4	2	6	6			6	0
	1・2歳児		18	2	20	24			24	4	
	平成28年度	1号認定	19	2	21	150			150	129	
		2号認定	学校教育希望	15	1	16	40			40	▲ 28
			上記以外	50	2	52					
		3号認定	0歳児	4	2	6	6			6	0
	1・2歳児		17	3	20	24			24	4	
	平成29年度	1号認定	18	2	20	150			150	130	
		2号認定	学校教育希望	14	1	15	40			40	▲ 27
			上記以外	50	2	52					
		3号認定	0歳児	4	1	5	6			6	1
	1・2歳児		17	2	19	24			24	5	
	平成30年度	1号認定	35	3	38	125			125	87	
		2号認定	34	4	38	44			44	6	
		3号認定	0歳児	7	2	9	4			4	▲ 5
			1・2歳児	19	4	23	22			22	▲ 1
	平成31年度	1号認定	34	3	37	125			125	88	
2号認定		33	4	37	44			44	7		
3号認定		0歳児	7	2	9	4			4	▲ 5	
		1・2歳児	19	4	23	22			22	▲ 1	

〔体系 I-1-(2) 幼児期の教育・保育の量の確保と質の向上〕

## (3) 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保

## ① 認定こども園の普及についての基本的考え方

認定こども園は幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、利用する子どもにも、保護者にとっても好ましい施設となっています。

小学校就学前の集団生活における教育・保育の一体的な提供を推進するためにも、認定こども園を希望する法人には移行支援を行うとともに、公立の施設においては地域の実情に配慮し、認定こども園への移行について適正かつ有効な選択を行っていきます。

## ② 質の高い幼児期の教育・保育をめざして

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、乳幼児期の発達は一人一人の個人差が大きく、それぞれが連続性を有するものであることから、個々の発達段階に応じた適切な関わりが重要となります。またそのことは、生きる力の育みと調和のとれた発達を図る重要な時期となる学童期につながることから、子どもの健やかな発達を保障するためにも乳幼児期における質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供が必要となります。

質の高い教育・保育等の提供を行うには支援を行う側の専門性や経験そして連携が欠かせません。今後提供する教育・保育及び子育て支援には、保護者、施設での教育・保育提供者、子育て支援に関わる支援者による発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援の提供ができるよう支援していきます。

[体系 I-1-(2)幼児期の教育・保育の量の確保と質の向上]

## ③ 幼稚園教諭、保育士及び保育教諭等の資質向上をめざして

本市においては、これまでも幼稚園教諭と保育士の合同研修を幼児の発達段階に即した指導の在り方や支援を要する児童の対応などの内容を中心に行ってきています。今後においては幼児の発達段階に応じた指導のあり方の理解を深めるとともに、認定こども園、幼稚園、保育所の施設の違いによることなく、小学校就学前の子どもの育ちを同じように保障していくという共通意識の醸成と相互理解を深めるために、引き続き行なっていきます。さらに、互いの保育を参観することにより、教育・保育の質を高め合う機会を設けていきます。

また、所属団体や各施設等で自主的に行う指導力向上に資する研修についても積極的に支援します。

[体系 I-1-(2)幼児期の教育・保育の量の確保と質の向上]

## ④ 認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との連携

子どもが認定こども園、幼稚園や保育所での小学校就学前の教育・保育から小学校における学習や生活に円滑に接続することができるよう、子どもの発達や学び、生活の連続性の確保など幼児期から小学校に至る、総合的な指導の流れを一貫したものとすることが重要であることから、それぞれの施設と小学校との連携を密にしなければなりません。

認定こども園、幼稚園、保育所と小学校の職員との相互理解や情報の共有化を図るため、合同の研修会の開催や授業、保育の参観を行うよう進めます。

また、小学校区の実情に合わせ、幼児の小学校体験や幼児と児童の交流などを計画的及び継続的に実施するように努めます。

〔体系 I-1-(1)保幼小連携の取組の推進〕

⑤ 教育・保育施設と地域子ども・子育て支援事業実施者等との連携

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うものであり、地域型保育事業を行う事業者や地域子ども・子育て支援事業を行う事業者等との連携を推進していきます。

また、地域型保育事業については、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう支援をしていきます。

(4) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設の利用の確保

小学校就学前子どもの保護者の産後休業、育児休業明けの保育は年度途中の入所希望が多く、定員超過の傾向にある本市において特に乳児の受入れが難しく、年度中盤からの待機児童の増加の一因になっています。

また、この傾向が数年続いていることから、比較的入所しやすい年度当初からの入所を希望し、保護者によっては育児休業を十分とり得ないで期間短縮して職場復帰をする傾向もみられます。

小学校就学前子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、次のことに取り組みます。

- ① 産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対し、主に利用者支援事業を通じ情報提供や相談支援等を行います。
- ② 設定した教育・保育の量の見込みを基に、計画的に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用定員の確保に努めます。

〔体系 II-2-(1)利用者支援事業

I-1-(2)幼児期の教育・保育の量の確保と質の向上〕

## 4 地域子ども・子育て支援事業の推進

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条により子ども・子育て家庭等を対象として市町村が行う次の13事業です。

### (1) 利用者支援事業

#### ① 事業の概要

事業区分	利用者支援事業
本市における事業名	(新規事業)
事業概要	子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援するものです。
実施状況	(実績なし)
今後の展開	初年度は従事者の養成を行い、翌年度から各総合支所教育・保育、子育て支援担当部署に1名の配置を目指し、情報収集・提供、相談・助言等を行います。
提供区域	5区域(自治区)
量の見込みの考え方	各自治区1名配置を見込む
確保方策	2年度目からの配置を目指し、支援対応に当たる
事業担当課(26年度)	(新規事業のため未定)
体系の位置	Ⅱ-2-(1)利用者支援事業

#### ② 必要量の見込みと確保方策

(単位：箇所数)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	0	5	5	5	5
水沢区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	0	1	1	1	1
江刺区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	0	1	1	1	1
胆沢区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	0	1	1	1	1
前沢区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	0	1	1	1	1
衣川区	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	0	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

① 事業の概要

事業区分	地域子育て支援拠点事業
本市における事業名	地域子育て支援拠点事業
事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うものです。
実施状況	水沢区中心部商業施設メイプルや保育所等に「地域子育て支援センター」として併設しており、市内10か所、各区で施設ごと週3日から6日開設しています（平成26年度）。
今後の展開	子育て中の親子の交流の場や子育て相談の場として、エンゼルプラザみずさわを中心として各区に開設していきます。また、各支援センターの利用状況等により開設場所や箇所数を検討していきます。
提供区域	5区域(自治区)
量の見込みの考え方	ニーズ調査に基づく利用意向の数値が25年度の利用状況を大幅に下回ったことから、実利用数をもとに利用する子どもの数を推計
確保方策	開設する11か所の子どもの受入可能数（27年度から1か所増）
事業担当課(26年度)	子ども・家庭課
体系の位置	Ⅲ－1－(1) 地域子育て支援拠点事業

② 必要量の見込みと確保方策

[単位：人（利用する子ども及び受入可能な子どものべ人数）]

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	21,200	21,000	21,400	21,600	21,700
	②確保方策	52,800	52,800	52,800	52,800	52,800
	②-①	31,600	31,800	31,400	31,200	31,100
水沢区	①量の見込み	12,100	12,100	12,800	12,700	12,800
	②確保方策	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	②-①	17,900	17,900	17,200	17,300	17,200
江刺区	①量の見込み	3,700	3,600	3,100	3,100	3,200
	②確保方策	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500
	②-①	7,800	7,900	8,400	8,400	8,300
前沢区	①量の見込み	2,800	2,700	2,700	2,900	2,800
	②確保方策	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900
	②-①	100	200	200	0	100
胆沢区	①量の見込み	1,700	1,700	1,700	1,800	1,800
	②確保方策	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
	②-①	2,200	2,200	2,200	2,100	2,100
衣川区	①量の見込み	900	900	1,100	1,100	1,100
	②確保方策	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
	②-①	3,600	3,600	3,400	3,400	3,400

(3) 妊婦健康診査

① 事業の概要

事業区分	妊婦に対して健康診査を実施する事業
本市における事業名	妊婦健康診査
事業概要	妊婦の健康の保持増進、疾病予防を図るため、医療機関での妊婦健診に対して受診券を発行し、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施するものです。
実施状況	国が示す健診回数や検査項目などの「望ましい基準」に添い、全妊婦について14回の無料の受診券を交付し、健診機会を提供しています。
今後の展開	実施方式：医療機関委託による個別健診（妊娠届出時、無料健診受診票交付）＊委託契約以外の医療機関受診の場合、償還払。 実施場所：産婦人科医療機関（岩手県内及び県外里帰り住所地の医療機関） 実施期間：通年 健診回数：14回 健診項目：健康診査（問診、内診、子宮底長、腹囲、浮腫、血圧測定、尿検査、体重、身長、保健指導） 検査（血液一般、血糖、ABO血液型、Rh血液型、間接クームス、梅毒血清検査、B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、HIV抗体価、HTLV-1抗体(ATL)、トキソプラズマ抗体、風疹抗体価、超音波検査、細菌培養同定（ラクトバチルス、GBS）、性器クラミジア） 子宮頸がん検診
提供区域	1区域(市全域)
量の見込みの考え方	(ニーズ調査外)
確保方策	実人数については、実績数から今後の妊婦の数を推計。健診回数は最大数の14回を乗じて算出
事業担当課(26年度)	健康増進課
体系の位置	Ⅱ－1(2) 妊婦健康相談・健康診査事業の実施

② 必要量の見込みと確保方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	実人数 820人	実人数 796人	実人数 780人	実人数 788人	実人数 780人
②確保の方策	実人数 820人 健診回数 11,480回	実人数 796人 健診回数 11,144回	実人数 780人 健診回数 10,920回	実人数 788人 健診回数 11,032回	実人数 780人 健診回数 10,920回

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業の概要

事業区分	乳児家庭全戸訪問事業
本市における事業名	乳児家庭全戸訪問事業
事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供や乳児とその保護者の心身の状況等の把握、また養育についての相談に応じ、助言など行うものです。
実施状況	市の助産師や保健師が、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供や乳児とその保護者の心身の状況等の把握、また養育についての相談に応じ、助言など行っています。
今後の展開	実施機関及び体制：助産師、保健師 実施時期：通年 訪問対象：出生後から4か月児健康診査以前まで 内容：乳児家庭訪問による育児状況の把握及び保健指導、身体計測
提供区域	1区域(市全域)
量の見込みの考え方	出生見込み数による推計から養育支援訪問事業の対象と見込む数を除いて算出
確保方策	助産師又は保健師専任1名が主担当として当たり、ハイリスクを抱える母子は健康増進課保健師が担当し、今後も市直営で全ての家庭を訪問
事業担当課(26年度)	子ども・家庭課、健康増進課
体系の位置	Ⅱ-1-(8)、Ⅲ-2-(1) 乳児家庭全戸訪問事業

② 必要量の見込みと確保方策

[単位：人(実人数)]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	536	525	509	700	700
②確保の方策	536	525	509	700	700

(5) 養育支援訪問事業その他要支援児童等の支援に資する事業

① 事業の概要

事業区分	養育支援訪問事業その他要支援児童等の支援に資する事業
本市における事業名	養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
事業概要	乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業実施により把握した特に養育支援が必要な家庭に対し、保健師等が居宅を訪問し養育に関する指導・助言等必要な支援を行なっていくものです。 また、要保護児童対策協議会を組織し、構成する関係機関や団体と連携しながら、児童の虐待の予防・早期発見・早期対応に取り組むものです。
実施状況	把握した養育支援が必要な家庭に対し、市保健師や家庭児童相談員等が居宅を訪問し養育に関する指導・助言等必要な支援を行っています。 また、要保護児童対策協議会を構成している関係の機関や団体と連携しながら、児童の虐待の予防・早期発見・早期対応に取り組んでいます。



今後の展開	<p>・養育支援訪問事業                  養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育が適切に行われるよう養育に関する指導・助言等必要な支援を行います。                  実施機関及び体制：市健康増進課及び子ども・家庭課保健師、家庭児童相談員                  実施時期：通年                  訪問対象：養育環境に課題のある妊産婦及び乳幼児                  内容：状況把握及び指導支援                  事後管理（必要時）：継続訪問、関係機関への連絡調整、ケース検討会議への照会等</p> <p>・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）                  要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施します。</p>
提供区域	1 区域(市全域)
量の見込みの考え方	(ニーズ調査外) 養育支援訪問事業:これまでの対応実績数から推計
確保方策	養育支援訪問事業:見込みの対象者に保健師、家庭相談員が対応
事業担当課(26年度)	子ども・家庭課、健康増進課
体系の位置	Ⅲ-2-(2) 養育支援訪問事業 Ⅲ-2-(3) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

②必要量の見込みと確保方策

[単位：人（実人数）]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	293	287	279	290	290
②確保の方策	293	287	279	290	290

(6) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

① 事業の概要

事業区分	子育て援助活動支援事業
本市における事業名	ファミリー・サポート・センター事業
事業概要	乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整など必要な支援を行うものです。
実施状況	奥州市社会福祉協議会が事業を行っており、本部を水沢区に、支部を江刺区、前沢区に置き、本部は胆沢区、前沢支部は衣川区の希望者を受けており、市内全域を対象としています。 平成 25 年度会員数 1,290 人（依頼・提供・両方の会員） 活動件数 3,015 件

今後の展開	子育て中の保護者の支援事業として、奥州市社会福祉協議会に委託して事業を実施します。なお、事業の安定した運営のため、提供会員の世代交代を促進していきます。
提供区域	1 区域(市全域)
量の見込みの考え方	小学生にかかる利用希望を見込むも、ニーズ調査から抽出できなかったことから、利用実績をもとに推計
確保方策	サービス提供会員 500 人を維持しながら確保
事業担当課(26年度)	子ども・家庭課
体系の位置	Ⅲ－1－(2) ファミリー・サポート・センター事業

② 必要量の見込みと確保方策

[単位：人（就学児童の利用のべ人数）]

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,152	1,319	1,319	500	500
②確保方策	1,152	1,319	1,319	500	500

(7) 子育て短期支援事業

① 事業の概要

事業区分	子育て短期支援事業
本市における事業名	子育て短期支援事業
事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行うものです。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。
実施状況	市内に児童養護施設等がないため、市外4つの児童養護施設等にショートステイ、トワイライトステイとも委託しています。
今後の展開	一時的に児童の養育が困難となった保護者のため、引き続き市外4つの児童養護施設等にショートステイ、トワイライトステイを委託していきます。
提供区域	1 区域(市全域)
量の見込みの考え方	ニーズ調査に基づき推計
確保方策	児童養護施設等4施設に委託し確保
事業担当課(26年度)	子ども・家庭課
体系の位置	Ⅱ－2－(9) 子育て短期支援事業

② 必要量の見込みと確保方策

(単位：のべ利用日数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	16	16	16	15	15
②確保方策	16	16	16	15	15

(8) 一時預かり事業

【一般型】

① 事業の概要

事業区分	一時預かり事業 【一般型】
本市における事業名	一時預かり事業
事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行うものです。
実施状況	保育所 13 か所（各区）（平成 26 年度）で行っています。
今後の展開	27 年度から 1 か所増の 14 か所で実施していきます。
提供区域	5 区域(自治区)
量の見込みの考え方	ニーズ調査に基づく利用意向により算出
確保方策	事業実施 14 か所（各区）で受入れるほかファミリー・サポート・センター事業（小学校就学前児童）で対応
事業担当課(26 年度)	学校教育課
体系の位置	Ⅱ－2－（7）一時預かり事業（一般型）

② 必要量の見込みと確保方策

〔単位：人（小学校就学前児童のべ人数）〕

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市 全 域	①量の見込み	6,571	6,478	6,289	6,169	6,061
	②確保方策	6,571	6,478	6,289	6,169	6,061
	②-①	0	0	0	0	0
水 沢 区	①量の見込み	3,374	3,357	3,314	3,249	3,207
	②確保方策	3,374	3,357	3,314	3,249	3,207
	②-①	0	0	0	0	0
江 刺 区	①量の見込み	1,312	1,286	1,243	1,209	1,184
	②確保方策	1,312	1,286	1,243	1,209	1,184
	②-①	0	0	0	0	0
前 沢 区	①量の見込み	741	709	669	665	644
	②確保方策	741	709	669	665	644
	②-①	0	0	0	0	0
胆 沢 区	①量の見込み	923	906	845	828	810
	②確保方策	923	906	845	828	810
	②-①	0	0	0	0	0
衣 川 区	①量の見込み	221	220	218	218	216
	②確保方策	221	220	218	218	216
	②-①	0	0	0	0	0

【幼稚園型】

① 事業の概要

事業区分	一時預かり事業 【幼稚園型】
本市における事業名	幼稚園預かり保育
事業概要	通常の教育時間終了後や長期休業期間中に、保護者の希望により在園児を預かり、保育を実施するものです（現行の幼稚園預かり保育は、一時預かり事業（幼稚園型）となる）。
実施状況	市立岩谷堂幼稚園を除く市内 24 の幼稚園（認定こども園含む。）（平成 26 年度）で実施しています。
今後の展開	市内の全幼稚園（認定こども園含む。平成 27 年度から市立岩谷堂幼稚園で事業開始。）で事業を実施し、保護者の保育ニーズに対応します。また、市立幼稚園の預かり保育時間を統一します。
提供区域	5 区域(自治区)
量の見込みの考え方	ニーズ調査に基づく利用意向に父母の就労状況を勘案し算出
確保方策	幼稚園（認定こども園含む）で希望する在園児を対象に実施
事業担当課(26 年度)	学校教育課
体系の位置	Ⅱ－2－（8）一時預かり事業（幼稚園型）

② 必要量の見込みと確保方策

〔単位：人（のべ利用人数）〕

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市 全 域	①量の見込み	79,620	78,494	75,759	74,724	73,706
	②確保方策	79,620	78,494	75,759	74,724	73,706
	②-①	0	0	0	0	0
水 沢 区	①量の見込み	40,156	40,271	39,779	38,795	38,273
	②確保方策	40,156	40,271	39,779	38,795	38,273
	②-①	0	0	0	0	0
江 刺 区	①量の見込み	12,282	11,948	11,614	11,378	11,260
	②確保方策	12,282	11,948	11,614	11,378	11,260
	②-①	0	0	0	0	0
前 沢 区	①量の見込み	9,490	8,977	8,407	8,635	8,378
	②確保方策	9,490	8,977	8,407	8,635	8,378
	②-①	0	0	0	0	0
胆 沢 区	①量の見込み	14,730	14,336	13,064	13,021	12,933
	②確保方策	14,730	14,336	13,064	13,021	12,933
	②-①	0	0	0	0	0
衣 川 区	①量の見込み	2,962	2,962	2,895	2,895	2,862
	②確保方策	2,962	2,962	2,895	2,895	2,862
	②-①	0	0	0	0	0

## (9) 延長保育事業

## ① 事業の概要

事業区分	時間外保育事業
本市における事業名	延長保育事業
事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、時間以外の日や時間において認定こども園、保育所等で必要な保育を実施するものです。
実施状況	保育所と認定こども園 20 か所（平成 26 年度）で行っています。
今後の展開	事業実施施設利用の 2・3 号認定の子どもが対象であることから、今後も各施設設定の時間において時間外保育を実施していきます。
提供区域	5 区域(自治区)
量の見込みの考え方	ニーズ調査に基づく利用意向により算出後、各区ごと他区施設利用割合を勘案し算出
確保方策	自園入所児童が対象であることから見込み数と同数とする
事業担当課(26年度)	学校教育課
体系の位置	Ⅱ－2－(3) 延長保育事業

## ② 必要量の見込みと確保方策

〔単位：人（実人数）〕

	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市 全 域	区内児童	724	715	699	683	673
	区外児童	59	58	54	54	53
	計	783	773	753	737	726
	確保方策	783	773	753	737	726
水 沢 区	区内児童	407	405	400	392	387
	区外児童	38	37	35	35	34
	計	445	442	435	427	421
	確保方策	445	442	435	427	421
江 刺 区	区内児童	173	170	165	160	157
	区外児童	16	16	14	14	14
	計	189	186	179	174	171
	確保方策	189	186	179	174	171
前 沢 区	区内児童	58	55	53	52	51
	区外児童	1	1	1	1	1
	計	59	56	54	53	52
	確保方策	59	56	54	53	52
胆 沢 区	区内児童	70	69	65	63	62
	区外児童	2	2	2	2	2
	計	72	71	67	65	64
	確保方策	72	71	67	65	64
衣 川 区	区内児童	16	16	16	16	16
	区外児童	2	2	2	2	2
	計	18	18	18	18	18
	確保方策	18	18	18	18	18

(10) 病児保育事業

① 事業の概要

事業区分	病児保育事業
本市における事業名	病児・病後児保育事業
事業概要	<p>【病後児対応型】 児童が病気の回復期にあるが、まだ集団保育が困難であって、保護者が家庭で看護できない児童（病後児）を病院等の付設の専用スペース等において保育するものです。</p> <p>【体調不良児対応型】 普段通っている保育所において、保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった児童を、保護者が迎えに来るまでの間預かり、保健的な対応等を行うものです。</p>
実施状況	<p>【病後児対応型】 奥州市総合水沢病院の6階の一室において「こぐま園」を開設しており、小学校3年生までの病後児を一時的に保育しています。平成25年度利用実績 のべ427人</p> <p>【体調不良児対応型】 市内11保育所（平成26年度）において、看護師を配置し実施しています。</p>
今後の展開	<p>【病後児対応型】 奥州市総合水沢病院との連携により、引き続き児童の安全面に配慮しながら実施していきます。</p> <p>【体調不良児対応型】 子どもが安全な環境で保育が受けられるよう、実施施設の増加を図っていきます（平成27年度は12保育所で実施予定（1か所増））。</p>
提供区域	1区域(市全域)
量の見込みの考え方	ニーズ調査に基づく利用意向により、病児・病後児利用希望数算出
確保方策	<p>【病後児対応型】 施設受入可能数 〔定員4人/日×開設日数（243～244日）〕</p> <p>【体調不良児対応型】 事業実施施設数</p>
事業担当課(26年度)	学校教育課
体系の位置	<p>Ⅱ-2-(4) 病後児保育事業</p> <p>Ⅱ-2-(5) 病児保育事業「体調不良児対応型」</p>

② 必要量の見込みと確保方策

ア 必要量の見込み【病児・病後児】

〔単位：人（利用のべ人数）〕

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	6,835	6,738	6,544	6,421	6,310

イ 確保方策

○ 【病後児対応型】

〔単位：人（受入可能のべ人数）〕

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策	972	972	976	976	976

○ 【体調不良児対応型】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所

## (11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

## ① 事業の概要

事業区分	放課後児童健全育成事業
本市における事業名	放課後児童健全育成事業
事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。
実施状況	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、平成 26 年度市内に 24 か所（16 小学校区）に開設しています。 本事業のほか小学生の放課後の対応としては、放課後児童クラブと同じ条件の児童を対象としている児童センター・児童館等 11 か所（11 小学校区、うち 6 小学校区では放課後児童クラブも開設）が設置運営され、放課後子ども教室 15 か所（11 小学校区、うち 6 小学校区では放課後児童クラブも開設）が事業実施されています。
今後の展開	児童福祉法の改正により平成 27 年度から放課後児童クラブの対象年齢が従来の「小学校 3 年生まで」から「小学校全学年」に広がったことに伴う希望者の増加に対応した放課後の居場所の確保を図っていきます。27 年度からは定員を 1 クラブ 40 人以下とすることに伴うクラブの分割と新規開設により 7 クラブ増の 31 クラブとなり、約 200 人の受入数増となります。また、平成 29 年度から児童センターについては児童クラブ施設へと切り替えていきます。
提供区域	5 区域(自治区)
量の見込みの考え方	ニーズ調査に基づく利用意向及び現在の利用状況を踏まえて算出
確保方策	放課後児童クラブのほか、27、28 年度においては同種事業を行っている児童センターも供給量に加えて確保
事業担当課(26 年度)	子ども・家庭課
体系の位置	I-2-(1)、II-2-(6) 放課後児童クラブの充実 I-2-(2) 放課後子どもプランとの連携

## ② 必要量の見込みと確保方策

[単位：人（実人数）]

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
市 全 域	①量の見込み	1,420	1,387	1,365	1,351	1,322
	②確保方策	1,448	1,468	1,468	1,468	1,468
	上段=人数、下段=クラブ数	40 か所	40 か所	44 か所	44 か所	44 か所
	②-①	28	81	103	117	146
水 沢 区	①量の見込み	754	733	722	723	713
	②確保方策	763	783	783	783	783
	上段=人数、下段=クラブ数	18 か所	18 か所	22 か所	22 か所	22 か所
	②-①	9	50	61	60	70
江 刺 区	①量の見込み	350	344	338	333	323
	②確保方策	265	265	265	265	265
	上段=人数、下段=クラブ数	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
	②-①	▲ 85	▲ 79	▲ 73	▲ 68	▲ 58
前 沢 区	①量の見込み	157	157	157	151	147
	②確保方策	200	200	200	200	200
	上段=人数、下段=クラブ数	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
	②-①	43	43	43	49	53
胆 沢 区	①量の見込み	114	109	107	103	99
	②確保方策	150	150	150	150	150
	上段=人数、下段=クラブ数	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
	②-①	36	41	43	47	51
衣 川 区	①量の見込み	45	44	41	41	40
	②確保方策	70	70	70	70	70
	上段=人数、下段=クラブ数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	②-①	25	26	29	29	30

※平成 27 年度及び平成 28 年度のクラブ数には児童センターが含まれる

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。〔新規事業〕

【今後】国の詳細検討を注視しながら、本市において検討していきます。



## (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

## 【認定こども園特別支援教育・保育経費】

## ① 事業の概要

事業区分	多様な事業者の参入促進・能力活用事業
本市における事業名	特別支援教育・保育事業
事業概要	健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園において、当該子どもの成長・発達のために必要な支援を提供するため、担当の職員を加配するものです。
実施状況	事業の実施が可能な類型に該当する認定こども園のうち2施設で実績があり、対象の子どもに状況に応じた必要な支援を提供しています。
今後の展開	特別な支援が必要な子どもが適切な支援を受けることができるよう、適宜事業の見直し等を行います。
提供区域	1区域(市全域)
量の見込みの考え方	これまでの実績数から推計
確保方策	事業実施施設数
事業担当課(29年度)	学校教育課

## ② 必要量の見込みと確保方策

(単位：人(実人数))

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	—	—	—	2	2
②確保方策	—	—	—	2	2

## 5 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

### (1) 児童虐待防止対策の充実

乳幼児訪問や健診等を通じて養育支援を必要とする家庭を把握し、関係機関と連携して必要な継続的な支援を行い、虐待の早期発見や早期対応に努め、必要に応じて児童相談所と連携して対応するものとします。

#### ① 関係機関との連携、市町村相談体制の強化

奥州市要保護児童対策地域協議会を開催し、地域の関係機関相互の連携、情報の収集及び共有により必要な支援を行い、虐待の発生予防、早期発見、早期対応等を推進します。また、県等が実施する講習会等への参加を通じて職員等の資質向上を図り、協議会の効果的な運営を促進します。虐待により児童の心身に重大な被害を及ぼす可能性のある事案については、児童相談所等への通知を行い、専門的な指導や権限による措置を求めるとともに、県等関係機関との定期的な実務者協議により虐待事例の検証を行ったり、情報の共有化を図るなど連携を強化します。

#### ② 発生予防、早期発見、早期対応

虐待の発生予防のため、乳児健診や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関との連携、乳児家庭全戸訪問事業を通じて、妊娠、出産及び子育てを安心してできる環境づくりを進めます。また、事業を通じて支援を必要とする妊婦や子どもの家庭を早期に把握し、支援を特に必要とする場合には、養育支援訪問により適切な支援につなげます。また、児童福祉担当課と母子保健担当課が緊密な連携を図るとともに、医療機関との連携のもとに、早期の発見、対応を図っていきます。さらに、虐待の発生予防、早期発見等のため児童委員等地域との連携も重要です。

#### ③ 社会的養護施策との連携

子ども・子育て支援の推進に際しては、子育て短期支援事業を実施している児童養護施設との連携、総合的な子育ての助言や指導を行う奥州市子育て総合支援センターの活用等、社会的養護の地域資源と連携し、活用していく必要があります。また、地域の里親等において子どもが健やかに成長するために学校や児童委員等の地域の関係機関の理解と協力を得ること、里親の開拓や里親支援につながる広報や啓発等に県と連携してあたるなど、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備をしていきます。

#### 関連事業

- ・ 妊産婦のメンタルヘルスケア推進事業
- ・ 子どもを守る地域ネットワーク事業（体系Ⅲ－２－（３））
- ・ 養育訪問支援事業（体系Ⅲ－２－（２））
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業（体系Ⅲ－２－（１））
- ・ 各種相談事業（体系Ⅱ－２－（２））
- ・ 乳幼児健康診査の実施（体系Ⅱ－１－（５））

## (2) ひとり親家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援については、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく国の基本方針及びこれに則して県が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

## 関連事業

## 配慮を要する子どもや家庭への支援（体系 I - 2 - (2)）

- ・ 婦人相談事業
- ・ 母子寡婦福祉資金等貸付事業
- ・ 児童扶養手当支給事業
- ・ 母子家庭等就業推進事業
- ・ ひとり親家庭等医療費助成事業
- ・ 福祉医療資金貸付事業
- ・ 母子生活支援施設（連携）
- ・ 母子家庭等日常生活支援事業
- ・ 母子自立支援プログラム策定事業
- ・ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業
- ・ 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業

## (3) 障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、並びに障がいの早期発見及び治療の推進を図るためには、妊婦健診、乳幼児健診を推進する必要があります。また、障がい児等特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育が必要です。

保健、医療、福祉及び教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、奥州市子ども発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や、保育所や幼稚園等への訪問支援により地域の障がい児等特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実を図ります。

さらに、自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達障がいを含む障がいのある子どもが、障がいの状態に応じてその可能性を最大限に伸ばして自立し、社会参加をするために必要な力を培うにためにも、日常、教育や保育に携わる幼稚園教諭、保育士等が資質や専門性の向上を図り、専門家等の協力を得ながら教育上必要な支援を行う必要があります。

そのためには、早期からの教育相談や就学相談により、本人や保護者に十分な情報を提供するとともに、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深め、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要です。また、本人及び保護者と市、教育委員会、学校等とが、教育上必要な支援等について合意形成を図るよう努めます。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分とはいえないことから、適切な情報の周知も必要であり、さらには家族が適切な子育てを行えるよう支援体制の整備が必要です。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受入れを推進するとともに、受入れにあたっては、関係機関との連携を図っていくものとします。

## 関連事業

配慮を要する子どもや家庭への支援（体系Ⅰ－２－（２））

- ・ 重度心身障害者医療費助成事業
- ・ 特別児童扶養手当支給事業申請事務
- ・ 障害児福祉手当支給事業
- ・ 在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成事業
- ・ 福祉医療資金貸付事業
- ・ 軽自動車税免除
- ・ 身体障害者福祉相談員配置事業
- ・ 福祉乗車券給付事業

発達に課題を有する子どもへの支援（体系Ⅰ－２－（３））

- ・ 子ども発達支援事業
- ・ 療育支援事業

特別な支援が必要な子どもへの教育・保育（体系Ⅰ－１－（３））

- ・ 障がい児保育事業
- ・ 特別支援園児受入事業
- ・ 特別支援教育事業
- ・ 就学支援委員会事業
- ・ 通級による指導教室運営事業

## 6 仕事と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

働きながら子育てを行う保護者等（就業者）には、教育・保育、子育て支援の受け皿の充実は重要であり引き続き推進していくこととしていますが、健やかな子育ての視点からは保護者等が子どもに向き合うことが子どもの成長に大きな影響を与えると考えられており、多忙ながらも子どものための時間を確保し子どもに関わることが望まれます。

職業生活を保障しながら、前述のような時間の確保を初め家庭生活も潤いのあるものとするためには、働き方の見直し、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりなど、職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備が重要です。

市では労働基準監督署や県などの関係機関と連携しながら、これらに関して市内事業者への啓発等に努めます。

## 関連事業

子育てと仕事の両立に必要な施策との連携（体系Ⅱ－２－（１０））

- ・ 育児休業制度等普及啓発事業
- ・ 女性就労者健康管理啓発事業
- ・ 女性就労者母性保護制度普及啓発事業
- ・ 子ども看護休暇制度啓発事業
- ・ 育児等の事情による退職者の再就職支援事業
- ・ 育児支援等各種情報提供事業
- ・ 事業所内保育施設設置促進事業